

院内感染事例（MRABに限らず）が発生した際の対応について

現在の所、感染症法の規定によらない院内感染についても、通知\*で「適時行政機関に相談し、技術的支援を得るよう努めること」という記載はあるが、その基準は明示されていない。医療機関の特性が多様であり、画一化したものを定めるのは難しいが、報告の遅れが当該機関のみならず地域への感染拡大の一因となっている事例も存在するため、医療現場への注意喚起を促し、保健所／自治体に早めに報告を行うべき事案を例示する。

（院内感染について行政への連絡を行うべき状況）（案）

- a. 特定の薬剤耐性菌が一週間以内に3名以上の患者から分離された場合
- b. 特定の薬剤耐性菌による感染症が主たる原因で患者が死亡したと考えられる場合
- c. 特定の薬剤耐性菌による感染症が主たる死亡原因では無いが、複数の死亡患者から特定の薬剤耐性菌が分離された場合
- d. a-c に該当しない場合であっても、院内での通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

特定の薬剤耐性菌

MDRP

VRE

MRSA（特に上記 b. に該当する場合）

カルバペネム耐性の *Acinetobacter baumannii* 等

カルバペネム耐性の *Klebsiella pneumoniae*

多剤耐性セラチア等

*Clostridium difficile*

報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。